# 道路法施行令の一部を改正する政令案(仮称)及び開発道路に関する 占用料等徴収規則の一部を改正する省令案(仮称)について

平成28年11月4日国土交通省道路局路政課

I. 道路法施行令の一部を改正する政令案(仮称)及び開発道路に関する占用料等徴収 規則の一部を改正する省令案(仮称)について

## 1. 改正の背景

道路法(昭和27年法律第180号)第39条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされており、占用料の額は、指定区間内の国道にあっては政令で定めることとされています。

占用料の額について規定している道路法施行令別表は、民間における地価水準(固定資産税評価額)及び地価に対する賃料の水準等を勘案して算定しており、これらの変動等を反映するため、今般、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改正を行うとともに、その他所要の改正を行います。

# 2. 改正の概要

#### <道路法施行令の改正関係>

## (1) 占用料の額の改定

占用料の額について、占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準(固定資産税評価額)、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、今般、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改定を行うこととします。(別添1、2参照)

# (2)地下に設ける食事施設等の占用料の額の合理化

道路法施行令第7条第8号において占用許可の対象とされている食事施設等のうち、「トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの」や「上空に設けるもの」のほか、地下に設けられるものが一定程度認められるようになったことを踏まえ、「地下に設けるもの」に係る区分を新たに設けるなど所要の改正を行い、土地利用の制約状況に応じた適正な占用料の額を設定することとします。

## (3) 占用面積等の端数処理方法の精緻化

現行の占用料の額の計算方法においては、占用物件の占用面積や長さについて、 1平方メートル又は1メートル未満の端数を切り上げることとしているところ、よ り精緻に占用料の額を算出するため、0.01平方メートル又は0.01メートル 未満の端数を切り捨てて計算することとするなど所要の改正を行い、占用面積等の 計算方法を精緻化することとします。

#### <開発道路に関する占用料等徴収規則の改正関係>

固定資産税評価額等の変動を考慮して、開発道路(道道及び道の区域内の市町村道で、国土交通大臣が開発のために特に必要と認めて指定したもの)について、上記政令の改正と同様に、占用料の額の改定その他所要の改正を行うこととします。 (別添3、4参照)

## Ⅱ. 今後のスケジュールについて(予定)

公 布 : 平成29年 1月中旬 施 行 : 平成29年 4月1日